

教育現場からの教育改革提言（概要）

1 学力向上に向けた教育内容等の改善について

（1）総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間の導入は、児童生徒の生きた学力の育成に有効であるばかりでなく、現場の教育活動を活性化し、教員を鍛えることにもつながっている。

総合的な学習の時間は、導入から3年を経て、ようやく成果が現れてきたところである。地域との連携も深まりつつある。

総合的な学習の時間は、教育課程の重要な柱の一つとして、今後も維持され、その内容の充実が図られるべき。また、年間授業時数については、下限と上限の幅を持たせ、各学校が弾力的に定めることができるようにすべき。

文部科学省調査で、総合的な学習の時間に対して、教員が否定的であり、特に中学校教員にその傾向が強いという結果が出たが、総合的な学習のねらい・意義については肯定する意見が多いことに留意すべき。

教員が、総合的な学習の時間に否定的なのは、教員の力量や熱意により差が生じたり、指導方法が確立していなかったり、授業の準備に時間がかかり負担が大きいなどの理由による。

中学校においては、教科担任制を採用しているため、小学校に比べて総合的な学習の時間の指導がやりにくく、推進役も育ちにくい。また、高校受験のために教科学習に力点が置かれる傾向がある。

総合的な学習の時間本来の意義を生かし、一層充実させるため、これをコーディネートする専門の教員の配置を検討すべき。

（2）子どもの学習意欲の向上のための方策

学力低下や学力の二極分化の問題では、勉強しない子ども、特に家庭で勉強しない子どもが増えてきたことを重視すべき。単に教科の授業時数を増やせばよいというものではなく、子どもたちのやる気や学ぶ意欲を引き出す方策を考えることが必要。

【学ぶ意欲を引き出す方策】

わかる・できる授業（質の高い授業）で学ぶ喜びを与えること

子どもにとって、わかる授業・できる授業の中に学ぶ喜びがあり、学ぶ

意欲にもつながる。何よりも授業の質の向上を図るべき。

質の高い授業を実現するためには、質の高い教員の確保と、力量を高める研修制度や教員免許制度を工夫することが重要である。

質の高い授業を効果的に実施するためには、ティーム・ティーチング、少人数指導、習熟度別指導、補充的な学習や発展的な学習など多様な指導方法と指導形態による授業を一層充実させ、そのために必要な教員数が確保されるべき。

熱中・感動体験を通じてやる気や学ぶ意欲を高めること

夢や目的は、自然や人、社会との関わりあいの中で、感動・感激、深い感謝といった体験を積み重ねることにより生まれる。

子どもに様々な熱中・感動体験の機会を与えることは、豊かな人間性や社会性をはぐくみ、自信と夢を持たせ、やる気や学ぶ意欲を引き出すきっかけになる。

熱中・感動体験の機会は、学校はもちろんのこと、行政、家庭、地域においても、役割を分担し、繰り返し子どもに与えるべき。

(3) 教員の質の向上

現在の教員免許制度においては、教員としての資質や適性が十分に考慮されないまま、免許状が授与される仕組みになっており、資質や適性を適切に判断した上で、授与する仕組みに見直すべき。(教育実習期間を長くし、その評価を重視する、大学卒業後のインターンの義務付けなど)

教員免許状には、教員の資質や適性を保障するという性格をもたせるべきであり、そのため教員免許の更新制度を導入すべき。

2 義務教育制度について

(1) 市町村への教員人事権の移譲

地域を愛する先生を育て、そうした先生から子どもたちを教育してもらいたいというのが市町村の願い。

大地震や水害で学校施設が住民の避難所となるケースが多いが、教職員が当該市町村外の遠隔地から通勤しているため、初期対応の責任が果たせなかったという事態が見られた。

現場を預かる市町村は、採用、人事異動、懲戒等、教員に対する完全な権限を行使できて始めて義務教育の現場における責任を全うできるものであることから、県から市町村に対し、教員の人事権の移譲を可能とすべき。

移譲対象とする市町村は、中核市に限定せず、制度としてすべての市町村に人事権を移譲できるようにすべき。その上で、一定規模以上の広域組織を構成し、人事権の移譲を希望する場合にこれを認める仕組みにすべき。

人事権が市町村に移譲された場合、都市部と過疎地域等での人材の偏在の解消と視野の広い人材を育成するため、人事権を有する市町村間での人事交流の仕組みを確保すべき。

市町村への人事権の移譲により、教育費の増額に対する市町村のインセンティブが今まで以上に働き、また、地元から教育のために提供される資金も集まりやすくなるなど、教育に関わる資金が総体的に増加する。

教員人事権の移譲は、義務教育行政全般にわたる都道府県の市町村に対する関与の緩和・縮小ということとセットで検討されるべき。

(2) 教育委員会制度

教育行政の中立性や継続性を担保する仕組みとして、教育委員会制度をあえて否定する必要はないが、形骸化している教育委員会をそのまま放置し、温存することには弊害がある。

いかにして民意を的確に反映する仕組みを確立していくかが重要であり、教育委員会を、委員の的確な人選、委員数の拡大、市町村長の意見提出権の確保等の方法により活性化することも一つの方法。

地方の自由な発想を生かすため、教育委員会に代わり、民意を教育行政に反映するにふさわしい新たな仕組みを創出する自由が市町村にあるべき。基本的には、教育委員会を廃止するか否かは市町村にゆだねるべきであり、その場合は、住民投票等により民意を問うなど一定の手續を義務付けるべき。

(3) 学級編制(30人学級)及び教員配置の改善

現行の学級編制の標準を40人から30人に改めるか、教員の定数改善の方策により、早急に30人学級を実現すべき。

学級編制については、児童生徒数により機械的に編制するのではなく、現場(校長)の裁量により、児童生徒の実態に応じて弾力的に編制できるようにするとともに、加配教員の活用についても、現場(校長)の裁量により弾力的な運用ができるようにすべき。

特別支援教育の担当教員、総合的な学習の時間をコーディネートする教員、小学校高学年の部分教科担任制に要する教員等に関し、早急に定数改善を図るべき。

(4) 小学校(高学年)の部分教科担任制

小学校高学年については、部分教科担任制(全教科・領域を一人の学級担任が担当するのではなく、学級担任を含む複数の教員で担当)を導入すべき。

3 教育現場から提起される根本的な問題

(1) 学校現場の実態

教員は、絶対評価の導入に伴う個々の児童生徒へのきめ細かな見取りと評価、総合的な学習の時間の導入に伴う準備や打合せ等の対応に精一杯で、子どもとのふれあいの時間をとりたいと思っても思うようにいかない実態にある。

学校は、校門の内側から外側に至るまで、あまりに多くの期待と責任を負っている。そこへ次々と押し寄せる教育改革の波に翻弄され、教員はとも「ゆとり」をもって教育活動に当たることができないでいる。

(2) 教育改革と学力観

教育現場は、知識中心の学力観から新しい学力観に転換し、新しい学力観に基づく教育を実践していることを、保護者、住民にもっと訴えていくべき。

新しい学力観に立った教育により、基礎的な知識・技能を軽視する方向へ流されないようにすることが大切。基礎・基本の確実な定着を図ることに努める必要がある。

【いくつかの問題】

中学校においては、受験という現実の前に、知識中心の教育にならざるを得ない面がある。知識中心の大学入試や高校入試制度が、義務教育を縛っている。

教員は、総合的な学習の時間や特別支援教育、生徒指導等のため、時間的、精神的に余裕のない勤務を続けており、教員の絶対数が不足している。創意工夫する余裕がない。

学校は子どもの教育のあまりにも多くを担っている。子どもの教育に関し、家庭ですべきこと、地域が担うべきことを問い直し、学校、家庭、地域が連携をしていくことが必要。行政としても、家庭と地域の教育力向上に向け、積極的に行動すべき。

4 国と地方の役割分担について

義務教育の水準を確保することは、国の責任であり、単に学習指導要領による、あるべき学習内容を提示することに止まらず、指導する教員の質を確保することが必要。教員の質を最低限担保する仕組みを設けることは、国の責任で行うべき。